

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九十六号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表九九の項中「二五」を「三四」に改め、同表一二六の項中「五一・四九」を「五〇・五〇」に、「一〇」を「一二」に改め、同表中三三五の項を三三六の項とし、二九九の項から三三四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二九八の項中「五〇・一一」を「五二・〇五」に、「二」を「一〇」に改め、同項を同表二九九の項とし、同表中二九七の項を二九八の項とし、二四〇の項から二九六の項までを一項ずつ繰り下げ、二三九の項の次に次のように加える。

附則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

二四〇	UR朝霞膝折住宅	朝霞市膝折町二丁目	高層耐火	三一・三六から 四二・九〇まで	三
-----	----------	-----------	------	--------------------	---